

(変更の内容)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 当銀行は株式会社広島銀行と称し、その英文はThe Hiroshima Bank,Ltd.とする。</p> <p>第2条(目的) 当銀行は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 4. 信託業務 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 <p>第3条(本店の所在地) 当銀行は本店を広島市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当銀行の公告は次の新聞に掲載する。 広島市において発行する中国新聞 東京都および大阪市において発行する日本経済新聞</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) [現行定款第1条のとおり]</p> <p>第2条(目的) 当銀行は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 4. 信託業務 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 <p>第3条(本店の所在地) [現行定款第3条のとおり]</p> <p>第4条(機関) <u>当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>第5条(公告方法) 当銀行の公告は次の新聞に掲載する。 広島市において発行する中国新聞 東京都および大阪市において発行する日本経済新聞</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当銀行の発行する株式の総数は20億株とする。</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当銀行は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は20億株とする。</p> <p>第7条(自己の株式の取得) 当銀行は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第7条(1単元の株式の数) 当銀行の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>第7条の2(単元未満株券の不発行) 当銀行は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条の3(単元未満株式の買増し) 当銀行の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>第8条(株券の種類) 当銀行の発行する株券の種類については取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条(名義書換代理人) 当銀行は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当銀行の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条(株式の取扱) 当銀行の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申し出、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する取扱いならびにその手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第8条(単元株式数) 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>第9条(株券の発行) 当銀行は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当銀行は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条(単元未満株式の買増し) 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条(株券の種類) [現行定款第8条のとおり]</p> <p>第12条(株主名簿管理人) 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第13条(株式の取扱) 当銀行の株主名簿、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申し出、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第11条（株主の届け出義務） 株主，登録した質権者またはその法定代理人は，当銀行所定の様式によりその氏名，住所および印鑑を当銀行に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>前項の者が外国に居住するときは，日本国内で通知を受ける場所または代理人を定めて当銀行に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>署名の慣習ある外国人は印鑑に代えて署名鑑とすることができる。</p> <p>前3項の届け出を怠ったものに対しては，当銀行は，通知または催告についての責任を負わない。</p>	<p>第14条（株主の届け出義務） 株主，登録株式質権者またはその法定代理人は，当銀行所定の様式によりその氏名，住所および印鑑を当銀行に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>前項の者が外国に居住するときは，日本国内で通知を受ける場所または代理人を定めて当銀行に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>署名の慣習ある外国人は印鑑に代えて署名鑑とすることができる。</p> <p>前3項の届け出を怠ったものに対しては，当銀行は，通知または催告についての責任を負わない。</p>
<p>第12条（基準日） 当銀行は，毎年3月31日現在の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって，その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に別段の定めがある場合を除き，必要がある場合には，取締役会の決議により，あらかじめ公告して一定の日を定め，その日における株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって，その権利を行使できる株主または質権者とする。</p>	<p>第15条（基準日） 当銀行は，毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合を除き，必要がある場合には，取締役会の決議によって，あらかじめ公告して，一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって，その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第13条（開催の時期） 定時株主総会は毎決算日後3か月以内に開催し，臨時株主総会は必要に応じて随時開催する。</p>	<p>第16条（開催の時期） 定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し，臨時株主総会は必要に応じて随時開催する。</p>
<p>第14条（招集） 株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役会の決議に基づき頭取が招集する。</p>	<p>第17条（招集） [現行定款第14条のとおり]</p>
<p>第15条（議長） 株主総会の議長は会長がこれにあたる。</p> <p>会長に欠員または支障あるときは頭取がこれにあたる。</p> <p>頭取また支障あるときは，あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第18条（議長） [現行定款第15条のとおり]</p>
<p>（新設）</p>	<p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当銀行は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第16条（議事） 株主総会においては、あらかじめ株主に通知した事項のほか、他の議事にわたることができない。</p> <p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には代理権を証明する書面を総会ごとに当銀行に差し出さなければならない。</p>	<p>第20条（議事） [現行定款第16条のとおり]</p> <p>第21条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第22条（議決権の代理行使） 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出し</u>なければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条（取締役の員数） 当銀行の取締役は20名以内とする。</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第23条（取締役の員数） [現行定款第19条のとおり]</p> <p>第24条（取締役の選任） 取締役は株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>第25条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条（取締役の補欠選任免除） 取締役に欠員が生じても、法定の数を欠かないときは、その補欠選任を行わないことができる。</p>	<p>第26条（取締役の補欠選任免除） [現行定款第22条のとおり]</p>
<p>第23条（役付取締役および代表取締役） 取締役会の決議をもって、取締役中から会長、頭取、副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 代表取締役は取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第27条（役付取締役および代表取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役中から会長、頭取、副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条（取締役の報酬） 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>第25条（取締役会） 取締役会は取締役全員をもって組織し、当銀行の業務執行に関する意思を決定する。</p> <p>第26条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>第27条（取締役会規程） 取締役会に関しては、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第28条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条（取締役会） [現行定款第25条のとおり]</p> <p>第30条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>第31条（取締役会規程） [現行定款第27条のとおり]</p> <p>第32条（取締役会の決議の省略） <u>当銀行は、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第28条（監査役の数） 当銀行の監査役は5名以内とする。</p>	<p>第33条（監査役の数） [現行定款第28条のとおり]</p>
<p>第29条（監査役の選任） 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第34条（監査役の選任） 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第30条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>第35条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第31条（監査役の補欠選任免除） 監査役に欠員が生じても、法定の数を欠かないときは、その補欠選任を行わないことができる。</p>	<p>第36条（監査役の補欠選任免除） [現行定款第31条のとおり]</p>

現行定款	変更案
<p>第32条（常任監査役）<u>監査役は、その互選により、常任監査役を定める。</u> 常任監査役は常勤とする。</p>	<p>第37条（常任監査役）<u>監査役会は、その決議によって常任監査役を選定する。</u> 常任監査役は常勤とする。</p>
<p>第33条（監査役の報酬） 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p>	<p>第38条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第34条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p>	<p>第39条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p>
<p>第35条（監査役会規程） 監査役会に関しては、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第40条（監査役会規程） [現行定款第35条のとおり]</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第36条（営業年度および決算日） 当銀行の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算日とする。</p>	<p>第41条（事業年度および決算日） 当銀行の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算日とする。</p>
<p>第37条（利益処分） <u>当銀行の利益は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第38条（利益配当金） 当銀行の利益配当金は、毎決算日現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p>	<p>第42条（剰余金の配当） 当銀行は株主総会の決議によって、毎決算日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。</u></p>
<p>第39条（中間配当） 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）をすることができる。</u></p>	<p>第43条（中間配当） 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p>第40条（除斥期間） 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>第44条（除斥期間） 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れる。</p>